

## 組合からのお願い

### ●仮換地証明・底地番証明等の諸証明の発行方法について

仮換地証明・底地番証明等の諸証明は、組合事務局の窓口で申請をしていただき、原則中2日後の発行となり、手数料は1件1通300円(税込)となります。ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

### ●土地・建物の売買をするときは、ご相談を！

特別な制約はありませんが、今後、土地・建物の移転、清算金等が生じる可能性がありますので、土地・建物を売買しようとする時は、組合事務局へ相談のうえ、行ってください。

### ●権利の届出をしてください(定款第65条及び67条)

土地の売買や相続等で権利関係に変動を生じた際は、組合に届出が必要となります。また、新たに土地の権利を共有で取得された場合には、共有者の中から\*代表者1人を選任して組合に届け出てください。

※共有者の方々については、土地区画整理法第130条第2項に「宅地の共有者は、それぞれのうちから代表者1人を選任し、その者の氏名及び住所を施行者に通知しなければならない。」との規定があります。届出が提出されませんと、役員及び総代選挙に関わる権利を行使することが出来ませんので、よろしくお願いいたします。

### ●民地建柱について

各家庭に電力等を供給するために必要な電柱等につきましては、道路の有効利用かつ安全な利用及び街路の美観の確保等から、民地内への電柱等の設置をお願いしております。

今後、建柱の際には、電力・通信事業者が皆さまの土地借用等のお願いに伺うことがありますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

### ●道路への土砂流出防止と流出土砂の撤去にご協力ください

大雨のあとに、畑などの土砂が道路上へ流出し、歩行者や車の通行の障害となることがあります。また、流出した土砂が側溝を埋めてしまい、道路の排水機能が失われてしまう事例も見受けられます。

皆様の道路の安全を確保するため、土地の所有者の方は土砂が流出しないよう防止策をお願いします。万が一、土砂が道路へ流出してしまった場合は、速やかに土砂の撤去をお願いいたします。



### ●敷地の管理をお願いします

隣地への樹木・植栽の越境や空き地での雑草の繁茂は、景観を損ねることはもちろんのこと、落葉や落枝、害虫の発生などでご近所トラブルを引き起こす原因になりかねません。また、ごみの不法投棄や火災発生の危険性なども高まりますので、定期的な樹木の剪定や草刈をお願いいたします。

ご不明な点は組合事務局までお問い合わせください。

お問い合わせ先(組合事務局)  
一般財団法人さいたま市土地区画整理協会  
〒338-0002 さいたま市中央区下落合2-18-6  
<https://saitama-kukaku.jp/>



↑協会HPはこちら

管理課 048-799-2352 (資金管理・換地に関すること)  
補償課 048-799-2523 (補償に関すること)  
工事課 048-799-2528 (工事に関すること)

## 区画整理だより

令和6年6月

さいたま市大門第二特定土地区画整理組合  
理事長 備藤松夫

初夏の候、皆様にはますますご健勝の事とお慶び存じます。日ごろより区画整理事業にお力添えにあずかり誠にありがとうございます。

今号の区画整理だよりでは、事業計画の変更と令和6年度予算についてご報告させていただきます。

事業を進めていくためには、みなさまの一層のご理解、ご協力が必要となりますので、今後ともよろしくお願いいたします。



### ●事業計画の変更(第7回)を行いました

令和6年3月29日付けで事業計画の変更(第7回)を行いました。

#### 【主な変更内容】

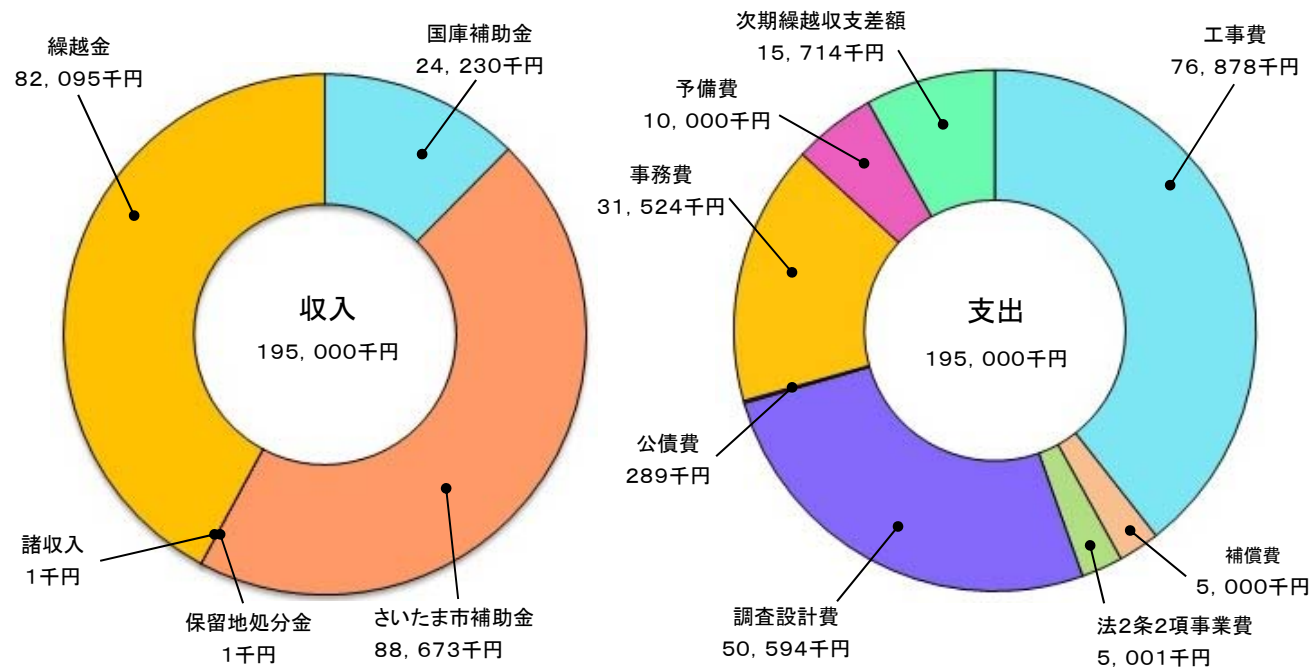
- 設計の概要 : 宅地の利用増進を図るため、区画道路の線形変更と新設を行いました。  
: 管理者協議によりA調整池と隣接する区画道路の幅員と面積の変更を行いました。
- 資金計画 : 総事業費 変更前 26,640百万円 変更後 26,860百万円

### ●令和6年度事業概要

種別	内容
工事	大門南通り線外道路築造工事 道路等管理工事 電柱移設工事 等
補償	工作物等移転補償
法2条2項事業	配水管切回工事(上水道工事)
調査設計	杭打測量・換地修正外業務委託 事業用地草刈業務 建物等調査積算業務委託 等

## 令和6年度収入支出予算

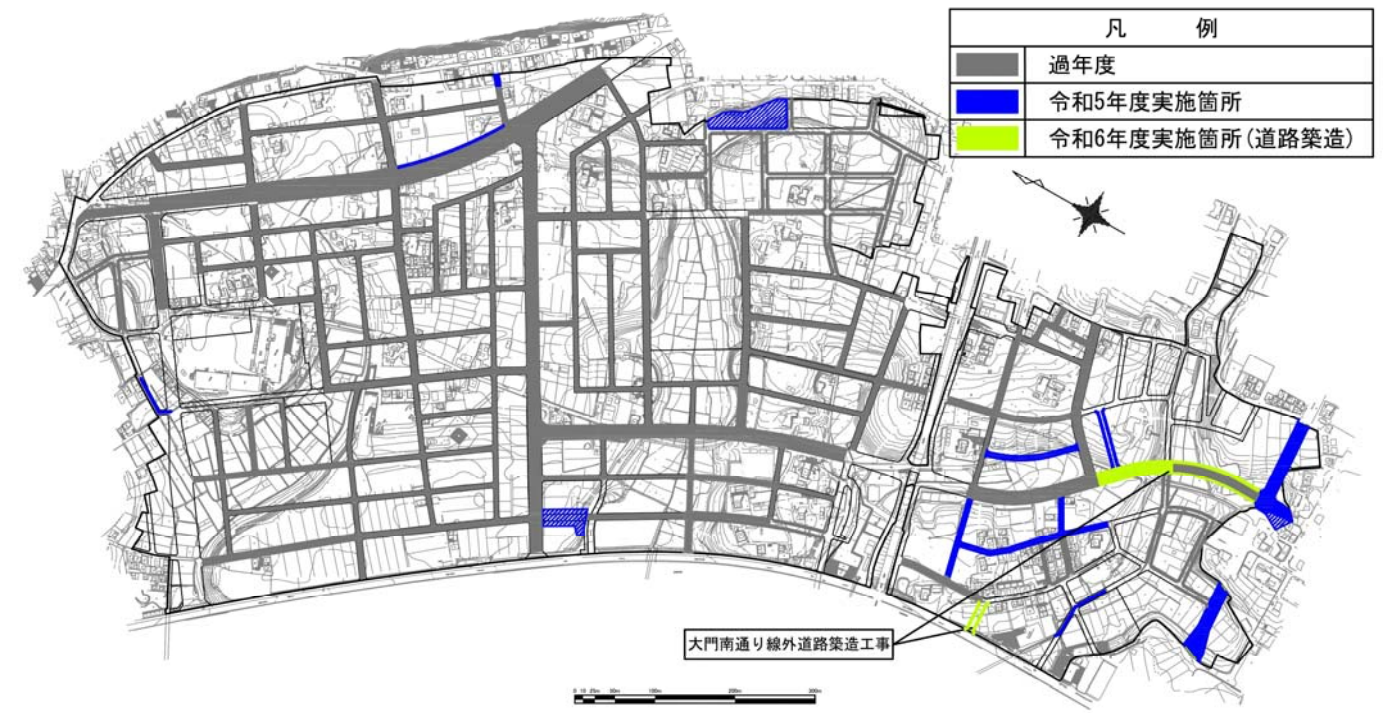
令和6年1月18日に開催されました総代会において令和6年度収入支出予算が議決されました。国庫補助金、さいたま市補助金等の収入を財源とした予算計上をおこない、道路築造工事、工作物等移転補償、配水管切回工事等の支出を予定しております。施工箇所については、次頁（令和6年度工事施工予定箇所図）をご覧ください。



## 令和6年度収支内訳について

項目		予算額 (千円)	摘要
収入	国庫補助金	24,230	
	さいたま市補助金	88,673	
	保留地処分金	1	
	諸収入	1	
	繰越金	82,095	
収入合計		195,000	
支出	工事費	76,878	・道路築造工事、電柱移設工事等
	補償費	5,000	・工作物等移転補償
	法2条2項事業費	5,001	・配水管切回工事等
	調査設計費	50,594	・杭打測量・換地修正外業務委託、事業用地草刈業務、建物等調査積算業務委託等
	公債費	289	・借入金利子等
	事務費	31,524	
	予備費	10,000	
次期繰越収支差額	15,714		
支出合計		195,000	

## 令和6年度工事施工予定箇所図



令和6年1月18日に開催された総代会において議決した令和6年度要望箇所図を基に作成しています。

### 組合からのお願い

#### ●建築行為の許可申請手続きについて

土地区画整理事業が完了（換地処分の公告の日）するまでの間に次の行為を行うときは、土地区画整理法第76条に基づく**さいたま市長の許可が必要**です。

- ・土地の形質の変更
- ・**建築物**その他の工作物（**ブロック塀、擁壁、カーポート等**）の新築、改築、増築
- ・重量が5トンを超える物件の設置もしくは堆積

**ご注意！** この許可を受けずにこれらの行為を行った場合、又は、許可条件に違反したときは、さいたま市長から原状回復命令又は、移転もしくは、除却命令が出される場合があります。この命令に違反した場合は処罰を受ける場合があります。

#### ●門・塀などをつくる時のご注意

道路とみなさんの土地の境界線上に門・ブロック塀などをつくる時は**塀などの外面が境界線より5センチメートル民地側となるように設置**してください。

このことはさいたま市の要綱で定められており、将来の塀などの管理のためにも有効です。

